

## 平成 25 年度「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的、目標 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か</li> <li>・ 提案事業は公共性、公益性が高いか</li> </ul>
②協働の相乗効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか</li> <li>・ 協働することで、行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか</li> </ul>
③団体と行政の役割分担、スケジュール (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・ 事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
④提案事業の先進性、実効性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか</li> <li>・ 具体性、実効性があるか</li> </ul>
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か</li> <li>・ 予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
⑥地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか</li> <li>・ 新規雇用する失業者のスキルアップを図ることができるか</li> <li>・ 事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか</li> </ul>
⑦プレゼンテーション (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか</li> </ul>
合計点(100点)	